

議案第20号

財産の取得について（児童・生徒机及び椅子の購入）

次のとおり、財産（児童・生徒机及び椅子）を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 児童・生徒机及び椅子
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 46,200,000円（消費税額を含む。）
- 4 契約の相手方 東大阪市長栄寺17-24  
アイリスチトセ株式会社 BtoG 営業部関西営業所  
所長 飯田 成

令和6年2月26日提出

交野市長 山本 景

